

しんきん協定助成

「江戸川区しんきん協議会と江戸川区の中小事業者支援に関する連携協定」に基づき、区内の各信用金庫の実施した以下の融資について、利子補給を行います。

助成対象者

- (1) 企業カルテの解決プログラム（次頁参照）又はそれに準じた計画（以下「企業カルテ解決プログラム等」という）として区が認定した経営計画を策定した事業者であり、当該計画の実行期間中であること。
- (2) 江戸川区内に住所（法人にあっては本店）を有し、区内で引き続き 1 年以上同一事業を営んでいる中小企業者であること。ただし、事業所を区内のみに有し、3 年以上経営実績のある個人については、この限りでない。
- (3) 法人は法人税・法人住民税又は法人市町村民税を、個人は所得税・特別区民税又は市町村民税を完納していること。
- (4) 法律に基づく資格及び許認可等を要する業種にあっては、その資格及び許認可等を受けていること。

企業カルテ解決プログラム等の計画期間中（約 5 年間）は、新たなプログラムの策定、認定を要せずに融資限度額内で再度の利用が可能。

助成対象融資

【対象金融機関】

江戸川区しんきん協議会の会員信用金庫の本・支店（江戸川区中小企業振興事業資金取扱店に限定）

【要件】

- [融資限度額] 5,000 万円（既に本制度による利子補給補給中の融資残高を含む）
- [償還期間] 10 年以内 [据置期間] 1 年以内
- [利率] 金融機関所定の利率
- [担保・保証] 原則として新たな担保を求めないこと。（資金使途の不動産を担保とする場合を除く）
信用保証協会等の制度保証、第三者保証人を要しないこと。
法人の代表者保証は「経営者保証ガイドライン」に基づき、その必要性を判断するものであること。

【資金使途】

事業承継、人材確保、設備投資、第二創業等の事業継続の課題に対して、企業カルテ解決プログラム等に規定した取り組みに要する資金（運転資金、設備資金、借換資金）を対象とします。
建物や固定設備は区内事業所とそこに設置するものに限ります。

利子補給

- (1) 区の補給率は借受金利の 1/2（1.0%以内）とする。
- (2) 利子補給実施は年 2 回とする。

企業カルテ・解決プログラムについて

中小事業者のみなさんは、事業を続けてゆくなかで、様々な課題・・・事業承継、人材確保、設備投資などに直面しています。それらの課題について現状と課題を明らかにするとともに、今後の方針を検討し、解決のための具体的取組みを進めるため、区から専門家を派遣し、第三者の視点による「企業カルテ」作成と、その「解決プログラム」の検討を支援します。

【支援対象の事業者】

原則として以下の ～ の要件を満たす区内の事業者を対象とします。

中小企業者等の代表者の年齢が 60 歳以上であること。

事業の業歴が 10 年以上あること。

常勤の従業員の数が 5 人以上であること。

一部要件を満たさない場合でも、事業承継等の支援の必要性を考慮して可否を決定します。

【企業カルテの作成】

区の派遣する専門家が経営者や役員（後継者）、従業員など関係者へのヒアリングや財務情報の分析、現場調査を実施します。診断結果を「企業カルテ」としてまとめ、必要に応じて、金融機関や関係者へのレビューを行い、経営の現状と将来の課題を明らかにします。

【解決プログラムの実践】

企業カルテで確認された課題を前提に、事業継続(又は整理、転換)の方針を定めます。区や東京商工会議所などの支援メニュー、金融機関の支援融資を活用し、今後 5 年間の目標と具体的な取組みを「解決プログラム」としてとりまとめます。

【派遣回数と支援期間】

企業カルテ等の策定のための専門家の派遣は延べ 6 回～ 10 回程度、約 3～6 カ月間、継続的に支援します。

「企業カルテ・解決プログラム」に「準じた計画」の扱い

上記の【支援対象の事業者】に該当する事業者が、既に「企業カルテ・解決プログラム」と同様の“計画”を策定済みの場合は、その計画を「準じた計画」として認証し、助成対象事業者とします。

(準じた計画の認定要件)

- ・ 当該企業（事業者）の事業承継、人材確保、設備投資などの現状と今後の課題を明らかにしていること
- ・ 当該事業者の事業継続の方針とそのため将来 5 年間程度の経営改善の具体的な取組みを定めたものであること（申請時に計画の残り期間 1 年以上であること）

申込から利子補給まで

【事前手続き】

- (1) 支援対象事業者は区又は信用金庫の支援により「企業カルテと解決プログラム」（又は「準じた計画」）を策定します。
- (2) 融資実行前に事業者と信用金庫が利子補給対象となることの確認申請をします。
- (3) 申請された融資が企業カルテ解決プログラムに準拠したものであるか審査します（「準じた計画」の認定も合わせて行います）。
- (4) 区が利子補給対象融資として認定した場合、認定証を発行します。
- (5) 融資実行後、信用金庫は区へ実行報告を行い、事業者は利子補給手続を信用金庫へ委任し、利子補給委任状を提出します。

【期中管理、利子補給申請】

- (1) 区は利子補給額を年2回（4～9月分＝10月、10～3月分＝4月分）仮算定し、信用金庫に対し事業者の返済状況と解決プログラムの取組み状況を照会します（返済状況報告書、取組状況レポートを同封して送付）。
- (2) 事業者は解決プログラムの取組み状況レポートを信用金庫へ提出します。信用金庫はレポートを取りまとめ、返済状況報告とともに取扱融資全件の利子補給を一括して区へ申請します。
- (3) 区は取組状況レポート、返済状況報告に基づき、利子補給内容を決定し、事業者の口座へ補助額を支給します。

申請に必要な書類

下記のほか、審査の過程で資料の提出を求める場合があります。

1	江戸川区しんきん協議会連携協定第3条第4号の助成確認申請書【しんきん】（区指定様式）	
2	企業カルテ解決プログラム（それに準じる経営計画書でも可）	
3	利子補給申請等委任状（白色2枚組・区指定様式）	
4	資金用途や事業内容を確認する資料 例：資金繰表、見積書（写）、機器等のカタログ、借換融資残高一覧 等	
5	資格証明書（写）、許認可証（写）	
6	最新の確定申告書控（写）（税務署の受付印のあるもの） 電子申告の場合は、受信通知（メール詳細）（写）を添付	
	《 法 人 》	《 個 人 》
7	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 印鑑証明書	印鑑証明書（申込人のもの） 1通
8	法人税納税証明書 その1 又は法人事業税納税証明書	所得税納税証明書 その1 又は個人事業税納税証明書
9	法人都民税納税証明書 又は法人市町村民税納税証明書	特別区民税納税証明書又は市町村民税納税証明書 江戸川区民は省略可

江戸川区しんきん協議会連携協定第3条第4号の助成認定申請書【しんきん】

江戸川区長 殿

年 月 日

江戸川区中小企業緊急経営安定化助成要綱にもとづく利子補給を受けたいので、下記の融資について江戸川区しんきん協議会と江戸川区の連携協定第3条第4号に該当することを確認願います。なお、必要な場合は、特別区民税の納付状況について、調査確認をすることに同意いたします。

住所	江戸川区			電話 ()	
法人名			法人設立	年 月 日
				資本金	万円
氏名 (代表者氏名) (印)			生年月日	年 月 日 (歳)
				創業	年 月 日
従業員	名	業種・取扱 商(製)品			
借入希望金額	返済希望期間(元金月割均等償還)		利率	区内での 営業年数	年 箇月
万円	年 箇月(含据置 箇月)		%	経営計画 「企業カルテ」 作成年月日	年 月 日
経営計画 「企業カルテ」 等の目的・必要 理由					
用途	1 商品・材料の仕入れ 2 買掛金・支払手形の決済 3 その他・運転 4 車両購入 5 機械購入 6 店舗・工場等新增改築 7 OA 機器購入 8 その他・設備 9 借換え				

【信用金庫使用欄】

当信用金庫で別添の経営計画()に掲げる課題解決の取組みを支援するため、上記融資を実行いたします。なお、償還期間中は半期に一度、上記中小事業者に対し計画取組状況等の聞き取り等を行い、報告することを約束します。

令和 年 月 日

(融資信用金庫)店 名

代表者

印

連絡先

担当

区使用欄	認定番号		特別区民税 調査確認印	助成 残高	万円	受付	
------	------	--	----------------	----------	----	----	--

江戸川区しんきん協議会連携協定第3条第4号の助成についての認定書

認定年月日 令和 年 月 日

報告年月日 令和 年 月 日

信用金庫 支店

様

江戸川区長

江戸川区しんきん協議会連携協定第3条第4号に掲げる利子の助成対象融資に該当することを認定いたします。

認定番号			
所在地			
電話番号			
事業所名			
代表者名			
業種			
希望金額		利率	年 %以内
備考			

[結果報告書控え]

1.可決 減額可決 2.辞退	} 裏面に理由を ご記入ください。	初回償還日	令和 年 月 日
		終回償還日	令和 年 月 日
		毎月償還日	日
貸付年月日	令和 年 月 日	初回償還額	円
貸付金額	万円	終回償還額	円
融資利率	%	毎月償還額	円
返済期間	年 ヶ月	償還日が信用金庫の休日と重なった場合	償還日の引落日は前営業日・翌営業日
据置月数	箇月		
担保	有 ・ 無	担当者	

江戸川区しんきん協議会連携協定第3条第4号の助成認定した融資に関する結果報告書

認定年月日 令和 年 月 日

報告年月日 令和 年 月 日

江戸川区長殿

取扱信用金庫・支店 _____ 印

さきに利子補給認定申請を行った融資について、次のとおり報告します。

認定番号			
所在地			
電話番号			
事業所名			
代表者名			
業種			
希望金額		利率	年 %以内
備考			

1.可決 減額可決 2.辞退	裏面に理由を ご記入ください。	初回償還日	令和 年 月 日
		終回償還日	令和 年 月 日
		毎月償還日	日
貸付年月日	令和 年 月 日	初回償還額	円
貸付金額	万円	終回償還額	円
融資利率	%	毎月償還額	円
返済期間	年 ヶ月	償還日が信用 金庫の休日と 重なった場合	償還日の引落日は 前営業日・翌営業日
据置月数	箇月		
担保	有 ・ 無	担当者	

辞退理由（該当箇所の番号を で囲んでください）

1．本人取消

(1)他資金借入

(2)その他（具体的に記入のこと）

2．その他（具体的に記入のこと）

減額理由（該当箇所の番号を で囲んでください）

1．金融機関で減額

(1)事業基盤薄弱

(2)業績不安定

(3)借入債務大

(4)その他（具体的に記入のこと）

2．その他（具体的に記入のこと）

しんきん協定助成返済状況報告書

報告日 令和 年 月 日

年 月分 ~ 年 月分

江戸川区長 殿

金融機関名

印

作成者氏名

電話(作成者と連絡の取れる直通等)

認定番号	法人名又は個人事業主名	貸付年月日		年月日	理由	返済状況		延滞・条件変更等の具体的内容
		貸付金額	返済金額			金額	状況	
		年月日	年月日	年月日	繰上完済・条件変更		円	
		年月日	万円	年月日	延滞・延滞解消 口座変更・その他		円	
		年月日	万円	年月日	繰上完済・条件変更		円	
		年月日	万円	年月日	延滞・延滞解消 口座変更・その他		円	
		年月日	万円	年月日	繰上完済・条件変更		円	
		年月日	万円	年月日	延滞・延滞解消 口座変更・その他		円	
		年月日	万円	年月日	繰上完済・条件変更		円	
		年月日	万円	年月日	延滞・延滞解消 口座変更・その他		円	

(1) 報告書は、利子補給申請時に産業振興課へ提出のこと。報告事項がない場合も必ず提出してください。

(2) 認定番号は必ず記入し返済状況の理由は該当する事項を で囲むこと。

(3) 事業所名・住所の変更、事業の継承、法人成、組織変更(有限から株式等)、取引支店の変更等の場合には、理由欄の「その他」を で囲み、右欄に内容を記入し

(案)

企業カルテ・解決プログラム取組報告書

(江戸川区しんきん協議会連携協定第3条第4号の助成認定計画)

報告年月日 令和 年 月 日

江戸川区長 殿

事業者(法人名) _____

代表者 _____ 印

江戸川区しんきん協議会連携協定第3条第4号の認定による利子補給申請に際し、最近の経営状況、企業カルテ・解決プログラム(経営計画)の取組みについて報告します。

1. 直近の財務指標等

B / S	年 月 月末現在(円)	P / L	年 月 ~ 年 月(円)
流動資産		売上高	
固定資産		(売上原価)	
繰延資産		売上総利益	
流動負債		(販売費・一般管理費)	
固定負債		営業利益	
(有利子負債)		(営業外損益)	
自己資本		経常利益	
(資本金)		(特別損益)	
総資産		(法人税等)	
		当期利益	
【従業員数】	人	【減価償却費合計】	

2. 最近の事業概況

3. 企業カルテ・解決プログラム(事業承継、人材確保・育成、設備投資等)の取組み

上記の報告内容について、事業者より確認しました。

融資取扱信用金庫

信用金庫

支店

担当